

産商第26号

平成29年10月2日

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 常陰 均 様

横山 長尚 様

青山 匡志 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成29年2月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

河原町共同ビル

京都市中京区寺町通四条上るより六角下る迄裏寺町609番地 ほか

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

夜間における店舗周辺の静穏な環境の保持について、定期的に地域住民との意見交換の場を設けるなどして積極的に状況把握や課題解決に努めることが望まれます。

また、当該商業施設は、来店客用の駐車場を設置していないことなどから、今後とも、来店客に対して公共交通機関により来店してもらうよう周知を徹底することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は寺院兼住居、東側は河原町通を隔てて店舗、西側は道路を隔てて店舗及び店舗兼住居、南側は店舗及び住居が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、店舗西側における夜間の騒音を危惧する意見や、今後店舗西側の来客用出入口を午後11時まで開放する場合の近隣への周知方法についての意見などが出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐輪場利用者が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルが増加し、夜間においても騒音が発生することが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐輪場について

当該商業施設周辺は、時間帯によっては自転車の通行が規制されていることから、駐輪場の利用は総じて少なく、ピーク時においても駐輪場の十分な空き台数があるため、変更後も収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（2）廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量実績を踏まえると、現行の廃棄物等保管施設で十分な容量が確保されており、変更後も対応可能であると考えられる。

（3）騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも環境基準値を下回っており、また、夜間における騒音の最大値についても、規制基準値を下回っていることから、今回の変更による周辺地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。

なお、夜間における店舗周辺の静穏な環境の保持について、引き続き、退店時における従業員の指導を徹底するとともに、定期的に地域住民との意見交換の場を設けるなどして積極的に状況把握や課題解決に努めることが望まれる。

このほか、当該商業施設は、来店客用の駐車場を設置していないことから、今後とも、公共交通機関により来店してもらうよう周知徹底することが望まれる。